

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成28年2月12日）

議 事 日 程

平成28年2月12日午後2時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合行政不服審査法施行条例案
- 第 4 議案第 2 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例案
- 第 5 議案第 3 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 6 号 平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 7 号 平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監28の第 1 号 平成27年度定期監査等結果報告の提出について
- 報告監28の第 2 号 例月出納検査結果報告の提出について
- 報 告 第 1 号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について

出席議員 19 人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 2番  | 飯 田 哲 史 君   | 12番 | 山 田 正 和 君   |
| 3番  | 出 雲 輝 英 君   | 13番 | 杉 田 忠 裕 君   |
| 4番  | 片 山 一 步 君   | 14番 | 井 上 浩 君     |
| 5番  | 辻 淳 子 君     | 15番 | 尾 上 康 雄 君   |
| 6番  | 美 延 映 夫 君   | 16番 | 西 田 尚 美 君   |
| 7番  | 木 下 誠 君     | 17番 | 露 原 行 隆 君   |
| 8番  | 福 田 武 洋 君   | 18番 | 田 中 裕 子 君   |
| 9番  | 西 川 ひ ろ じ 君 | 19番 | 池 内 秀 仁 君   |
| 10番 | 高 野 伸 生 君   | 20番 | 三 重 松 清 子 君 |
| 11番 | 山 本 智 子 君   |     |             |

欠席議員 1 人

|    |           |
|----|-----------|
| 1番 | 金 子 恵 美 君 |
|----|-----------|

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文   |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 大   |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生   |
| 総 務 部 長           | 細 村 慎 一   |
| 施 設 部 長           | 松 田 雅 幸   |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一     |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 北 野 善 巳   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 大 久 保 俊 彦 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 樺 田 輝 生   |

|             |         |
|-------------|---------|
| 西 淀 工 場 長   | 松 井 年 徳 |
| 平 野 工 場 長   | 難 波 利 幸 |
| 東 淀 工 場 長   | 竹 田 享 司 |
| 住 之 江 工 場 長 | 清 水 政 美 |
| 鶴 見 工 場 長   | 金 子 正 利 |
| 八 尾 工 場 長   | 前 田 和 男 |
| 舞 洲 工 場 長   | 石 田 憲 治 |

開 会

平成28年2月12日午後2時開会

議長（高野伸生君） ただいまの出席議員は19名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成28年第1回定例会を開会いたします。

開 議

議長（高野伸生君） 直ちに会議を開きます。

議長（高野伸生君） 本日の会議録署名議員に、辻淳子君、美延映夫君の御両君を指名いたします。

議長（高野伸生君） 次に、議席の一部変更がありますから報告いたします。配付書類記載のとおり、それぞれ議席を変更いたしました。

議長（高野伸生君） 議事に入る前に、吉村管理者より発言の申し出がありますのでこれを許します。

吉村管理者。

（管理者吉村洋文君答弁席へ）

管理者（吉村洋文君） 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、組合議会の定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今般、本組合の管理者に就任いたしました大阪市長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

さて、この大阪市・八尾市・松原市環境施設組合につきましても、事業開始からはや1年が経過しようとしております。この間、順調に事業運営を行っております。

本組合は、よりよいごみ処理事業の運営体制を慎重に検討してきました結果、3市にとって、長期にわたり、安定的に事業運営を行うに適した形態として設立することとなりました。

現下の厳しい財政状況の中で、本組合を設立したメリットを最大限に生かして、3市で手を携えて、より効果的、効率的な事業運営を行っていくことで、全国のモデルとなるようなごみ処理の一部事務組合としてまいりたいと考えております。

引き続き、職員一同精励してまいりますので、議員各位におかれましても、格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、本日の定例会におきましては、条例案5件、予算案2件の御審議をお願いするものでございます。

後ほど、事務局長より提案内容について御説明させていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高野伸生君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますのでお手元に配付いたしております。

議長（高野伸生君） これより議事に入ります。

議長（高野伸生君） 日程第1、議席の指定を行います。

出雲輝英君の議席を3番と定めます。

辻淳子君の議席を5番と定めます。

議長（高野伸生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議長（高野伸生君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（高野伸生君） 次に、日程第3、議案第1号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合行政不服審査法施行条例案ないし、日程第9、議案第7号、平成

28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

議長（高野伸生君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号から議案第7号について、その概要を、御説明いたします。

議案第1号は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法に基づく第三者機関の設置等の規定を整備するため、条例を制定するものです。

議案第2号は、実施機関が保有する個人番号をその内容に含む個人情報の取り扱い等に関し大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の特例その他必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第3号は、行政不服審査法の全部改正に伴い、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開審査会に提出された意見書又は資料の写しの送付等に関する事項を定める等の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、行政不服審査法の全部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、人事配置の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

引き続きまして、議案第6号、平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ7億377万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を152億5,900万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入におきましては、2ペ

ージ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、10億1,151万2,000円の減額を計上しております。分担金につきましては、組合規約に基づいて、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第4款諸収入、第1項雑入につきましては、3億773万4,000円の増額を計上しており、歳入合計としまして、7億377万8,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきましては、7億394万1,000円の減額、第4款公債費、第1項公債費におきましては、16万3,000円の増額を計上しておりまして、歳出合計としましては、歳入と同じく、7億377万8,000円の減額となっております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、補正予算の概略につきまして、平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、発電収入等の諸収入の増と歳出の削減などによりまして10億1,151万2,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が9億1,342万1,000円、八尾市が7,362万5,000円、松原市が2,446万6,000円の減額となっております。

下段の第4款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、回収金属の鉄売却単価減によります収入の減はあるものの、売電単価増による発電収入の増によりまして、3億773万4,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、早期退職特例制度

を活用した退職者数の減による退職手当等の職員費の減やごみ焼却工場の運営に必要な薬品費や光熱水費等の使用量の減少並びに単価の減による需用費の減など、合わせて7億394万1,000円の減額となっております。

第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、大阪市内で管理し、環境施設組合において償還負担していく市場公募債などの民間資金において、平成26年度に借りがえを行った地方債の利子償還金が増になったことによりまして、16万3,000円の増額となっております。

歳入歳出補正予算の概略につきましては以上でございます。

13ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明については、以上でございます。

引き続きまして、議案第7号、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算につきまして御説明を申し上げる前に、今般、平成28年1月に策定いたしました大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の経営計画につきまして、少し触れさせていただきます。

お手元に配付させていただいております、A3の資料、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合経営計画の概要をごらんいただきたいと存じます。

3市では、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物処理事業を実施しております。これら3市の一般廃棄物処理基本計画では、循環型社会の形成を目指して、「持続可能な循環型社会」、「環境にやさしい循環型都市」、「持続可能な循環型のまちづくりの推進」といった基本理念が掲げられております。

環境施設組合におきましても、平成27年4月の事業開始に伴い「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」を行っていくことを目標とする一般廃棄物処理基本計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでおります。

一方で、南海トラフ巨大地震等、大規模災害への対応などさまざまな課題への対応が求められる中、

安全で安定的な処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施していくため、また、3市の循環型社会の形成を実現するその一翼を担うため、新たに経営計画を策定することといたしました。

本経営計画におきましては、1、安全で安定的な処理体制の構築、2、柔軟かつ効果的・効率的な事業運営、3、構成市との連携と市民理解の促進の3つの目標を設定し、その実現に取り組んでいくとしております。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間といたしまして、3年をめぐりに個別の取り組み項目を見直すこととしております。また、計画における取り組みを進める中で、PDCAサイクルにより、常に目標達成に向けた検証を行い、柔軟にその取り組み内容を見直してまいります。

具体的な取り組み項目と取り組み内容につきましては、経営計画の冊子を御参照ください。

環境施設組合は、循環型社会形成に向けたごみの適正処理を目指す一般廃棄物処理基本計画と安全で安定的な処理体制の構築などを目標とする経営計画を両輪として進めていくことで、3市の循環型社会の形成実現の一翼を担ってまいります。

それでは、改めまして、議案第7号、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成28年度予算につきましては、ごみ焼却工場や、北港埋立処分地の運営及び維持管理に係る事業費とともに、住之江工場の更新に向けた環境影響調査等の事業費を計上しております。

それでは、1ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を133億4,503万6,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。具体的な内容につきましては、4ページの第2表をごらんいただきたいと思っております。

4ページの第2表債務負担行為でございます。住之江工場整備計画事業でございますが、住之江工場の更新に当たりましては、民間事業者を活用するD B O方式を採用する計画であり、P F I法に規定されるプロセスに準じた契約事務手続を行うことから、D B O事業において求められる財務、法務等の専門知識に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有するものと契約を行い、実施方針や要求水準書等の作成など、事業の手続等を円滑に進めてまいります。また、更新に向けまして、環境影響調査業務を行ってまいります。これらの事業として、期間平成29年度から30年度、限度額8,800万円の債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、次に、第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債いわゆる地方債でございます。具体的な内容につきましては、4ページの第3表をごらんいただきたいと思います。

4ページの第3表組合債でございますが、北港埋立処分地清掃運搬施設等整備事業といたしまして、北港埋立処分地の焼却残渣の埋立処分に係る造成用の重機並びに運搬車両の更新に伴いまして、限度額4,100万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めまして15年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきまして、次に、第4条でございますが、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、2枚ページをめくっていただきまして、予算の概要につきまして、お手元の平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳出予算より御説明申し上げます。説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費でございます。298万3,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけましては、第2

款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして記載しております。組合の総務管理に要する経費でございます。18ページでございますように5億4,382万5,000円を計上しております。

事業別としましては、19ページの説明の欄1の職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、3億2,742万3,000円を計上しております。また、説明の欄2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億1,640万2,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております。第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、ごみ焼却工場、破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費並びに焼却残渣の埋立処分に要する経費、住之江工場の更新に向けた環境影響調査等の事業費、廃棄物の中間処理技術の調査、研究に要する経費などといったしまして、22ページでございますように102億5,727万8,000円を計上しております。

事業別といたしましては、23ページの説明の欄1の職員費でございますが、ごみ焼却工場や破碎施設、北港埋立処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、44億6,147万5,000円を計上しております。

説明の欄2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、330万4,000円を計上しております。

次に説明の欄3の焼却処理でございますが、ごみ焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費や法令で義務付けられた法定点検、各設備の機能回復や保全のために実施する定期整備工事に要する経費のほか、住之江工場の更新に向けた環境影響調査等の事業費に要する経費といたしまして、合わせまして23ページでございますように49億4,635万1,000円を計上しております。

次に25ページの説明の欄4の破碎処理でございますが、破碎施設の処理運営に要する経費や定期整備工事等に要する経費といたしまして、9,245万2,000円を計上しております。

次に27ページの説明の欄5の埋立処分といたしまして、焼却残渣を北港埋立処分地に運搬するための

経費や適正に埋立処分するために要する経費のほか、造成用の重機並びに運搬車両の更新に係る経費、また、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残渣の運搬や投棄処分に要する経費、さらには、処分地造成といたしまして、北港埋立処分地の廃水浄化設備等の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費など、合わせまして、7億4,770万4,000円を計上しております。

説明の欄6の技術調査・研究でございますが、焼却灰の有効利用に関する調査研究や既存のごみ焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、599万2,000円を計上しております。

28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪市内で発行しましたごみ焼却工場等の施設整備や北港埋立処分地の設備改修に係る整備事業費についての起債につきまして、環境施設組合に引き継がれました財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、環境施設組合が償還負担していく市場公募債などの民間資金の元利償還金について、元金、利子合わせまして、25億3,095万円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、95億9,416万5,000円を計上しております。分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市内が83億606万5,000円、八尾市が8億9,997万9,000円、松原市が3億8,812万1,000円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、環境施設組合の行政財産の施設使用

料といたしまして、1,615万7,000円を計上しております。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新に向けた廃棄物処理施設整備に伴う計画支援事業として、循環型社会形成推進交付金の充当を考慮しており、それに係る国庫補助金収入としまして、3,975万6,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、金属廃材などの物品売却代金としまして、616万5,000円を計上しております。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、20万円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、委託契約に基づく守口市等のごみ焼却受託事業収入や破碎施設において回収しております金属売却収入等といたしまして、4,775万9,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、ごみ焼却時の余熱利用を積極的に進める観点から、余剰電力の売却につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用や一般競争入札を導入するなどいたしまして、35億2,285万6,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑収、第1節雑収として、7,697万8,000円を計上しております。

それでは、12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、北港埋立処分地における造成用の重機並びに運搬車両の更新に係る経費に一般廃棄物処理事業債の充当を考慮しておりまして、それに係る起債収入としまして、4,100万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

34ページ、35ページの総括表の上段でございますが、職員数は541人でございまして、職員全体の給与、共済費を合わせまして、35ページでございますように47億3,186万6,000円となっております。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、平成27年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状況等につきましては、平成27年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

最後に、52ページに組合債現在残高調書を記載させていただいております。

平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

以上、条例案及び予算につきまして、御説明申し上げました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高野伸生君） これより質疑を行います。

片山一步君の質疑を許します。

なお、資料の配付の申し出がありますので、これを許します。

4番、片山一步君。

（4番片山一步君発言席へ）

4番（片山一步君） 大阪市議員の大阪維新の会、片山でございます。私の方からは、議案第7号一般会計予算に関連しまして質問させていただきます。この中に出ております住之江工場の更新計画について、質問しますが、本日お配りいたしました資料1番の環境施設組合一般廃棄物処理基本計画の概要版の裏面右側中ほどの表のところに整備配置計画の表が出ておりますが、これを御参照下さい。環境施設

組合が所有運営している工場7工場のうち、最も古い住之江工場について、設備更新をするため、この1月から住之江工場は既にごみの搬入が停止しているということでございます。

本会上程された一般会計予算の中には、更新計画に関する調査費などが計上されてはいますが、まず、住之江工場の更新計画について、既に決まっていることと、これから決めなければならない事案について、御説明をお願いいたします。

議長（高野伸生君） 櫻田施設部建設企画課長。

（櫻田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（櫻田輝生君） お答えいたします。住之江工場の更新計画を含むごみ焼却工場の整備・配置計画につきましては、平成24年4月の大阪市戦略会議において、広域化や一層のごみ減量の推進といった観点を踏まえ、ごみ焼却工場が有すべき必要な処理能力等を多角的に検討を行い、現在の9工場を6工場稼働体制として、森之宮工場・大正工場を廃止することのほか、住之江工場、鶴見工場においては、全面建てかえではなく、現在の建物を一部流用して更新すること、更新後の住之江工場の処理能力については、現在の日量520トンから400トンに変更することとしております。

この計画は、平成25年3月に大阪市・八尾市・松原市の3市で基本合意の上、平成27年1月に大阪市と環境施設組合で締結しましたごみ焼却処理事業の承継に関する協定において、環境施設組合が引き継ぐことになりました。

このほか、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画には住之江工場を平成27年度中に停止するなど、施設整備を進めること、6工場稼働体制としていく中で、2工場については、公共が資金を調達し、民間が建設・運営を行うDBO方式を基本とする民間委託を導入していくことを明記しており、平成27年2月の臨時議会でも御報告させていただいておりますが、住之江工場の更新に当たっては、DBO方式を採用することとしております。

現在、住之江工場更新計画における基本方針について、専門的、技術的な視点から検討を行うため、平成27年6月に、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会に諮問を行い、御審議いただいているところであり、その基本方針に

基づき、平成28年度以降、計画を具体化するための検討を進めてまいります。以上でございます。

議長（高野伸生君） 4番、片山一步君。

（4番片山一步君発言席へ）

4番（片山一步君） 6工場稼働体制を続けるということで、住之江工場、鶴見工場については全面建てかえではなく、現在の建物を一部流用して更新していく。で、住之江工場の処理能力については、日量520トンから400トンにダウンサイジングをすることと、住之江工場の更新に当たってはDBO方式を採用する。DBOというのは、デザイン、ビルド、オペレーティングを民間に委託するということでございます。住之江区は私の地元でございます、大阪市としてこれ本当にいるのかということ、建設にはこれまで地元でも根強い反対運動がなされてきました。

そういう意味で、住之江工場を建てかえなければならない理由を御説明ください。

議長（高野伸生君） 榎田施設部建設企画課長。

（榎田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（榎田輝生君） お答えいたします。ごみ焼却工場の耐用年数は、およそ30年を目安にしておりますが、環境施設組合のごみ焼却工場のうち、すでに鶴見、西淀、八尾の3工場が、稼働開始後20年を超えて運転しており、老朽化が進んでいることから、ごみ焼却工場の円滑な建てかえ計画の推進は、喫緊の課題となっております。また、ごみ焼却工場の建てかえには、計画から完了まで約10年の期間を要するため、順次、7工場の建てかえを進めていく必要があります。稼働する6工場のほか、順次建てかえを進めるために、もう1工場が必要と考えております。

住之江工場は、大阪市の南西部にある唯一のごみ焼却工場であり、ごみ焼却工場をできるだけ分散させて配置することで、災害時における処理体制の確保や工場周辺の住民の方々の環境負荷の低減につながるという観点からも、立地上、重要な工場となっております。

また、住之江工場は、舞洲工場と平野工場の間的な位置に立地しており、舞洲工場や平野工場における故障発生時や定期整備時を考慮しますと、ごみの搬入振りかえを行うためにも立地上、重要な工場

となっております。

以上のことから、住之江工場の更新は、老朽化した工場を順次建てかえていくために必要であるだけでなく、配置計画上也重要な工場であると考えております。以上でございます。

議長（高野伸生君） 4番、片山一步君。

（4番片山一步君発言席へ）

4番（片山一步君） 住之江工場の更新をしなければならない理由というのは2つありまして、1つ目は、6工場稼働体制を維持しながら、順次、建てかえするために、もう1工場が必要。もう1つはごみ焼却工場の配置計画上の観点から必要。ということでございます。そのうちのまず1つ目の順次、建てかえをするためにもう1工場が必要という理由でございますが、これは資料2の方を見ていただきますと、資料2の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合ごみ焼却工場の稼働率についてという資料でございますが、この冒頭の1番、2番のところを書いてありますが、もともとの年間稼働日数が297日ということでございます。ということは、年間68日はとまっているという状況でございます、現在、全体の工場の稼働率は処理能力の77.2%ということでございます。もし365日稼働することができれば、稼働率は、77.2%からさらに62.7%に落ちることになります、かなりの余裕があるという状況でございます。本当にもう1工場が必要でしょうか。

議長（高野伸生君） 榎田施設部建設企画課長。

（榎田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（榎田輝生君） お答えいたします。住之江工場が稼働し、7工場稼働体制でありました平成26年度時点における環境施設組合のごみ焼却工場における年間の稼働率は77.2%ですが、住之江工場が休止し、6工場稼働体制となります平成28年度には、ごみ焼却工場の年間の稼働率は84.8%となる見込みでございます。稼働している6工場のうち、万一どれかの工場が想定外の停止をいたしましても、ごみの処理を安定的に行う必要があることや、ごみの排出量は季節変動があり、特に年末に集中して排出されていることから、処理能力に対し10%の余力が必要であり、年間の稼働率はおよそ90%以下でなければなりません。

仮に住之江工場更新計画を中止し、次期建てかえ



工場の鶴見工場の稼働を停止した場合、5工場稼働体制で運営していくことになりますが、鶴見工場分の年処理能力17.8万トン差し引きますと、ごみ焼却工場全体の年処理能力は101万トンであり、平成28年度の年間焼却見込量が100.7万トンであることから、稼働率は99.8%となり、安定的なごみ処理ができない状態となります。以上でございます。

議長（高野伸生君） 4番、片山一步君。

（4番片山一步君発言席へ）

4番（片山一步君） 住之江と鶴見をとめたとしても、稼働率は99.8%。それは、年68日間という形で工場がとまっている状態で稼働率99.8%という考え方になっております。基本的になんかの余裕があるという感じを私としては思っております。

ところで、資料3の大阪市のごみ処理量の推移をちょっと御参照いただきますようお願いいたします。

大阪市では、大阪市一般廃棄物処理基本計画の改定を進めておまして、現在、平成37年度のごみ処理量90万トンの目標を、さらに減量して、84万トンの目標とすることと聞いております。

ごみ処理量の減量は、ごみの分別方法が変更される事により、大きく変動いたしております。平成25年10月から、大阪市では古紙・衣類分別収集が全市実施される事となったことにより、さらにごみ処理量は減少しました。今後、他都市では当然となっている一般ごみの有料化や事業系ごみ、産業廃棄物の持ち込み防止のための展開検査などを徹底するなどの措置がとられた場合、ごみ処理量がさらに減量していく可能性があります。

ごみの減量化がさらに進んだ場合、6工場稼働体制ありきではなく、より効率的なごみ処理体制を検討すべきではないでしょうか。お答えいただくようお願いいたします。

議長（高野伸生君） 榎田施設部建設企画課長。

（榎田施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（榎田輝生君） お答えいたします。御指摘のとおり、大阪市では、大阪市一般廃棄物処理基本計画の改定を進めているところであり、平成37年度の大阪市のごみ処理量を計画目標となる予定の84万トン、八尾市、松原市のごみ処理量もそれぞれ現時点で予測されている数字に見直しますと、平成37年度の3市のごみ処理量は91.9万トンとなり

ます。

仮に住之江工場更新計画を中止した場合、次期建てかえ工場である鶴見工場の更新工事に着手する予定の平成32年度の3市のごみ処理量は95.7万トンとなり、余力10%を加えた必要処理能力は105.2万トンに対して、年処理量は101.0万トンであることから、差し引き4.2万トンの処理能力が不足することになるため、住之江工場の更新は必要でございます。

ごみ処理体制の見直しについては、これまでごみ減量の進捗状況に応じて、4工場を廃止したほか、建てかえを実施した工場やこれから更新を行う工場についても、処理能力の縮小に努めてきておりますが、今後、ごみの減量化がさらに進み、処理能力の見直しの必要が生じた場合には、適宜、適正な処理能力の見直しを行っていきたいと考えています。以上でございます。

議長（高野伸生君） 4番、片山一步君。

（4番片山一步君発言席へ）

4番（片山一步君） 最後に要望といたしまして、住之江工場の更新はまあ、必要でないかと思っております。しかし、今申し上げましたように、今後想定以上にごみの減量化が進む場合もあります。各工場をダウンサイジングして、ごみ減量に対応するという、6工場稼働体制ありきではなく、工場の建てかえや更新計画を策定するに当たっては、効率化を模索し、柔軟に対応できるようにするべきではないかと考えます。そのように要望いたします。私の質疑を終えたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（高野伸生君） 質疑は以上であります。これより採決に入ります。

議案第1号ないし第7号について、一括して採決いたします。

議長（高野伸生君） お諮りいたします。議案第1号ないし第7号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高野伸生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし第7号は、いずれも原案どおり可決されました。

閉 議

議長（高野伸生君） 本日の日程は以上で終了いたし

ました。

たします。

閉 会

午後2時47分閉会

議長（高野伸生君） 本定例会はこれをもって閉会い

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

高 野 伸 生 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

辻 淳 子 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

美 延 映 夫 ⑩